

令和2年4月27日

保護者の皆様へ

水戸市教育委員会教育長

学校の臨時休業延長に伴う開放学級の対応等について

日ごろから、本市の教育行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市においては、県から、全ての小中学校等を5月31日（日）まで臨時休業とするよう要請があったこと等を踏まえ、臨時休業期間を5月31日（日）まで延長することといたしました。

開放学級は、共働き家庭など留守家庭の子どもを対象としていることから開所しておりますが、臨時休業期間の対応につきましては、下記のとおりといたしますので、御確認をお願いいたします。

記

- 1 日 時 5月7日（木）以降の臨時休業期間中の平日（学習状況等確認日を除く。）  
午前8時から午後1時までは学校での預かり、午後1時から開放学級での対応といたします。（4月30日（木）、5月1日（金）は午前8時から開放学級を開所します。閉所時刻についてはこれまでどおりです。）

学習状況等確認日（12日（火）、13日（水）、19日（火）、20日（水）、26日（火）、27日（水））及び土曜日については、午前8時から開放学級を開所します。

- 2 開放学級利用者の学校での預かりについて

開放学級の利用者で、開所前の時間（午前8時から午後1時）の預かりを希望される方

- （1）児童の安全確保のため、必ず保護者の方が送迎のうえで、飯富小学校の図工室で児童の引き渡しをお願いいたします。
- （2）弁当、上履き、筆記用具、学習する物（教科書やワーク、ドリルや学習課題等）等を持参ください。

- 3 開放学級での預かりについて

- （1）昼食後、午後1時から開放学級に移動しますので、午後1時以降のお迎えは開放学級までお願いします。

- 4 児童の利用についてお願い

- （1）家庭で過ごすことができる場合は、利用を自粛していただきますよう、御協力をお願いいたします。
- （2）毎朝、利用前の児童の体温測定をお願いいたします。児童本人を含め、同居の家族に発熱（おおむね37.5℃以上）や呼吸器症状により感染が疑われる方がいる場合は、利用をひかえてください。

<裏面に続く>

## 5 利用区分の変更及び保護者負担金について

### (1) 利用区分を変更する場合

利用区分の変更については、4月30日(木)までに開放学級に変更等届を提出いただくこととしておりましたが、提出期限を5月19日(火)まで延長して対応いたします。

5月の利用区分を休止又は中止と変更された方で、5月中に1日も開放学級を利用されない方については、保護者負担金はいただきません。

### (2) 臨時休業期間の利用を自粛する場合

5月の臨時休業期間について、10日以上開放学級の利用を自粛された場合は、保護者負担金の額の1/2を減額します。

当該期間中の利用を自粛される方は、減免申請書を各開放学級に、5月19日(火)までに提出してください。日割りの減額はできませんので、あらかじめ御了承ください。

例) 平日のみ利用            4,000円→2,000円  
土曜日も含めて利用    5,600円→2,800円

なお、減額につきましては、6月1日以降に利用状況を確認させていただいたのち、対象となる方には、後日、減免決定通知書を発行させていただきます。一度、5月分の保護者負担金をお支払いいただいた上で、6月以降に減額分を還付させていただきます。

また、4月分の減額につきましても、5月1日以降に利用状況を確認させていただいたのち、5月以降に減額分を還付させていただきます。

手続きの都合上、御迷惑をおかけして申し訳ございませんが、御了承くださいますようお願いいたします。

## 6 お問い合わせ先

水戸市教育委員会事務局教育部放課後児童課  
電話 029-303-6771

※ 開放学級の利用登録をしていない方で、保護者の就労等の理由により学校での児童の預かりを希望される方については、各学校に御相談ください。

※ 「午前中に学校で預かる日」の欠席については、開放学級と学校の両方に欠席の連絡をしてください。(前日までに、開放学級に欠席の連絡をしている場合は、学校への連絡はしなくても大丈夫です。) ご負担をおかけしますが、よろしくお願いいたします。